

第146回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成25年8月28日（水） 午後1時30分 ～ 午後2時30分

2. 場所： ホテル談露館 「アンバー」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	荻野勇夫委員	
		佐々木邦明委員	
		信田恵三委員	
		市原文子委員	
	(2号委員)	藤本 潔委員	(代理 渡辺博美)
		安藤久佳委員	(代理 麻生浩司)
		原 喜信委員	(代理 松本 敦)
		深澤淳志委員	(代理 小幡 宏)
		榊原由人委員	(代理 二ノ宮智浩)
	(3号委員)	田中久雄委員	
	(4号委員)	臼井成夫委員	
		樋口雄一委員	
	(5号委員)	田中 稔委員	
	(専門委員)	窪田圭一委員	(代理 窪田弘一)
(事務局)	(都市計画課)	課長、まちづくり推進企画監、総括課長補佐、 課長補佐、担当職員（4名）	
	(建築住宅課)	担当職員（2名）	
	(環境整備課)	担当職員	

4. 傍聴者等の数 0人（傍聴者等」には報道機関の関係者が含まれる。）

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6. 審議案件

第1号議案

甲府都市計画道路の変更（山梨県決定）

3・3・1号 和戸町竜王線

第2号議案

甲府都市計画河川の変更（山梨県決定）

濁川

第3号議案

甲府都市計画道路の変更（山梨県決定）

3・4・10号 高畑町昇仙峡線

第4号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について

南アルプス市 産業廃棄物中間処理施設

第5号議案

富士北麓都市計画用途地域の変更（富士河口湖決定）に係る意見聴取について

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第146回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第146回山梨県都市計画審議会を開催いたします。審議会の開催に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

当審議会の委員のうち、2号委員の「関係行政機関の職員」、及び、5号委員の「市町村の議会の議長を代表する者」に、今回異動がございました。ここで、新たに委員をお願いした方々をご紹介します。

まず、2号委員の方をご紹介します。関東農政局長 藤本潔様、本日は都合により関東農政局 農村振興課 課長補佐 渡辺博美様に代理出席いただいております。

続きまして、関東経済産業局長 安藤久佳様、本日は都合により関東経済産業局 企画課 総括係長 麻生浩司様に代理出席いただいております。

続きまして、関東運輸局長 原喜信様、本日は都合により山梨運輸支局 主席運輸企画専門官 松本敦様に代理出席いただいております。

続きまして、関東地方整備局長 深澤淳志様、本日は都合により甲府河川国道事務所 副所長 小幡宏様に代理出席いただいております。

続きまして、関東財務局甲府財務事務所長 榊原由人様、本日は都合により甲府財務事務所 管財課長 二ノ宮智浩様に代理出席いただいております。

次に、5号委員の方をご紹介します。

初めに北杜市議会議長 渡邊英子様、なお、渡邊様につきましては、都合により、本日は欠席されております。

続きまして、鳴沢村議会議長 田中稔様、以上新しい議員の方をご案内致しました。

次に、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。お手元には一枚ペーパーで会議の次第というもの、それから委員の名簿、あと本日の審議会議案書、その他に参考資料ということで縦版のもの、その4種類以上でございます。不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。本日は、19名の委員のうち、13名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、本審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。存じます。会長、よろしく願いいたします。

議 長

みなさんこんにちは。まだまだ暑い夏が過ぎており大変ですが、本年度第1回目、通算第146回山梨県都市計画審議会を開催したいと思います。先ほど、事務局からお話がありましたように2号委員、5号委員、7名の新たな委員が任命されたということで、これからよろしく願いいたします。

それでは審議に入る前に、会議録署名委員をA委員、B委員にお願いします。

では、これより審議に入ります。本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり5件でございます。ご協力をお願いします。

まず第1号議案及び第2号議案につきましては、関連する案件でございますので、一括してご審議をお願いしたいと思います。それでは、第1号議案及び第2号議案について事務局より説明をお願いいたします。

～第1号議案～

事務局

第1号議案 甲府都市計画道路の変更につきまして事務局より説明いたします。

都市計画道路 和戸町竜王線は、甲府市和戸町を起点に甲府市中心部を横断し甲斐市新堰端に至る、延長約9kmの主要幹線街路です。本路線は、甲府駅周辺拠点につながる東西方向の放射道路として位置付けられ、中心市街地への交通を円滑にするとともに、快適な歩行者ネットワークに寄与するものです。

今回の変更は、甲府市城東、中央4丁目、中央5丁目地区において歩行者の通行や滞

留を考慮し、交差点の隅切り部分を追加及び廃止するものです。

新旧対照表です。今回の変更は交差点部の隅切り部分ですので、延長、構造形式、車線数、幅員の変更はございません。

都市計画総括図です。和戸町竜王線は、このように甲府都市計画区域内を東西に横断しています。今回変更する箇所は旗揚げで示している変更対象箇所になります。

計画図です。今回変更する箇所は、和戸町竜王線が県道、市道と交差する交差点5箇所です。河川並行部は、このあと説明する都市計画河川濁川との並行区間です。この濁川と並行する区間は河川と道路の整備をあわせて行ないます。

それぞれの交差点について説明致します。赤・黄で塗りつぶした箇所が変更箇所、赤が追加する区域、黄色が都市計画を廃止する区域です。都市計画道路 古府中環状浅原橋線との交差点部は、北側の一部隅切り部分を拡げる変更となります。市道 富士川若松線との交差点部は、隅切り部分の形状を変更するものです。

都市計画道路 中央五丁目下小河原線との交差点部は、南側の隅切り部分を拡げる変更となります。市道 工本通り線との交差点部は、北側に隅切り部分を追加するものです。

市道 金手東青沼線との交差点部は、南側に隅切り部分を追加するものです。標準横断図です。全幅員は22mです。今回の変更は交差点部の形状変更のため幅員の変更はありません。

状況写真です。赤丸の箇所が変更する交差点部です。東側の整備済み区間から西側を見た状況です。次に市道 工本通り線との交差点から西側を見た状況です。次に市道富士川若松線との交差点から西側を見た状況です。

都市計画の策定の経緯の概要について説明いたします。都市計画原案の説明会を平成24年11月14日と20日に開催いたしました。都市計画公聴会は平成25年3月27日に予定しましたが、公述意見の提出が無かったため、行いませんでした。都市計画案の縦覧は平成25年6月10日から6月24日まで行いました。縦覧期間中に意見書の提出はありませんでした。

～第2号議案～

事務局

続きまして、第2号議案 甲府都市計画河川の変更について説明いたします。

一級河川濁川は、甲府市丸の内から笛吹川に至る延長約13kmの一級河川で、このうち、甲府市小曲町の笛吹川合流点から、甲府市城東四丁目までの延長約9.5kmが都市計画決定されています。今回の変更は、濁川が都市計画道路和戸町竜王線と並行する城東区間において、治水上の安全度の向上をはかるため、道路整備とあわせて整備を行なうこととし、区間を延伸するものです。

新旧対照表です。計画書の赤の下線部分が今回変更となります。道路と一体的に整備する区間、約330mを延伸することにより、終点の位置、幅員、延長が変更となります。

都市計画総括図です。都市計画河川の濁川はこのように甲府中心部から甲府市の東側を流れて笛吹川に合流しています。今回変更する箇所は旗揚げで示している「変更対象箇所」になります。

計画図です。赤で塗りつぶした区間が変更箇所、図面右側の整備済み区間から和戸町竜王線と並行する約330mの延伸となります。河川整備は和戸町竜王線の整備とあわせて行なう予定です。

標準断面図です。河川部分が9.1m、管理用通路が4mで全幅員は13.1mとなります。図面左側はあわせて整備する和戸町竜王線です。

航空写真です。水色部分が現在の濁川です。赤の破線部が延伸する区間です。

現況の写真です。今回変更する起点側から上流側を見た状況です。次に中間部の状況です。次に計画終点部の状況です。

都市計画の策定の経緯の概要について説明いたします。都市計画原案の説明会を平成24年11月14日、20日に開催いたしました。都市計画公聴会は平成25年3月27日に予定しましたが、公述意見の提出が無かったため、行いませんでした。都市計

画案の縦覧は平成25年6月10日から6月24日まで行いました。縦覧期間中に意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

それでは、第1号議案について原案どおり議決してよろしいかお諮りいたします。ご異議は、ございませんか。

～異議なし～

異議なしと認めます。

続いて、第2号議案について原案どおり議決してよろしいかお諮りいたします。ご異議は、ございませんか。

～異議なし～

異議なしと認めます。

それでは、第1号議案、第2号議案については、原案どおり議決することといたします。

議長

続きまして、第3号議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

～第3号議案～

事務局

第3号議案 甲府都市計画道路の変更につきまして事務局より説明いたします。

都市計画道路 高畑町昇仙峡線は、甲府市高畑二丁目を起点に甲府市池田二丁目に至る、延長約7kmの幹線街路です。本路線は、甲府駅周辺拠点と甲府市北部を結ぶ幹線道路として位置付けられるとともに、新山梨環状道路北部区間のアクセス道路として、中心市街地への交通を円滑にするものです。今回の変更は、沿道の土地利用状況を考慮して、一部区間を片側歩道として幅員を変更するものです。また、あわせて道路線形について見直しを行なうものです。

新旧対照表です。下線部が今回変更となるものです。地形等による沿道土地利用状況等を考慮し、現幅員の16mを一部11.5mに変更するものです。延長、構造形式、車線数の変更はありません。

都市計画総括図です。高畑町昇仙峡線は、図のように甲府市中心部と甲府市北部、新山梨環状道路北部区間（仮称）牛久インターチェンジを結んでいます。今回変更する箇所は旗揚げで示している「変更対象箇所」になります。

計画図です。今回変更する箇所は、都市計画道路 和戸町山宮島上条線交差点部から終点までの約1kmです。北西中学校入口交差点までの間は線形の変更、交差点から終点までの間は、幅員と線形の変更となります。

変更内容を計画図で説明いたします。赤・黄で塗りつぶした箇所が変更箇所、赤が追加する区域、黄色が都市計画を廃止する区域です。北西中学校入口交差点付近は、当初計画のままでは山宮団地への市道切り回しが大規模となるため、西側へ線形を変更し、改良範囲を最小限にするものです。北西中学校入り口交差点から北側については、道路東側が山側斜面であり今後土地利用の可能性が低く、歩行者のアクセスがほとんど無いものと想定されるため、歩道を西側のみに変更するものです。線形については、環状道路北部区間へのアクセス道路として走行性を良くするためカーブを緩くしています。当初計画で山側を大きく切り込む箇所については、景観やコスト縮減を考慮して西側へ線形を変更し、改良範囲を最小限にする計画としています。終点付近は、歩道は西側のみの片側歩道となります。標準横断図です。変更の幅員構成は、車道3.0m、停車帯1.5m、歩道は片側3.5mに路肩0.5mで全幅員は11.5mです。

航空写真です。赤の破線が今回変更する区間です。

現況写真です。和戸町山宮島上条線交差点付近の状況です。次に北西中学校入口交差点付近の状況です。次に北西中学校入口交差点北側の状況です。次に山宮福祉センター付近の状況です。

都市計画の策定の経緯の概要について説明致します。都市計画原案の説明会を平成1

7年7月から平成21年10月にかけて6回開催いたしました。都市計画公聴会は、行いませんでした。都市計画案の縦覧は平成25年6月10日から6月24日まで行いました。縦覧期間中に意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

それでは、第3号議案について原案どおり議決してよろしいかお諮りいたします。ご異議は、ございませんか。

～異議なし～

異議なしと認めます。

それでは、第3号議案については、原案どおり議決することといたします。

議長

続きまして、第4号議案の説明を事務局よりお願いします。

～第4号議案～

事務局

第4号議案について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置についてです。南アルプス市内の産業廃棄物処理施設でございます。

2ページをご覧ください。申請者はエルテック株式会社、位置は南アルプス市戸田字南戸田916-29他6筆、用途地域は工業専用地域となっております。敷地面積は9,849.85㎡、許可対象施設は木くずの破碎施設、処理能力は257.6t/日、申請理由は産業廃棄物である木くずの破碎施設を増設することにより、再資源化事業の強化を図り、循環型社会及び低炭素社会への要求の高まりに対応するものであります。

3ページをご覧ください。まず建築基準法第51条の規定について説明いたします。都市計画区域内においては、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、また増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。となっております。

4ページをご覧ください。政令で定める処理施設ですが、政令第130条の2の2第2号イにおきまして、廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設となっております。

5ページをご覧ください。第2条第2号に掲げる廃棄物、これが木くずとなりますが、木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5tを超えるものについては、都市計画に位置を定めることとなっております。

6ページをご覧ください。また、今回の申請敷地は工業専用地域となっておりますので、政令によって緩和がございします。緩和の内容は、施行令第130条の2の3第3号ヌにおきまして、木くずにおいては100tとなっております。

7ページをご覧ください。当該処理施設は都市計画において、その敷地の位置の決定が必要な処理施設に該当します。また、緩和措置の政令で定める範囲を超えるため、許可対象となります。最大処理能力は257.6t/日であり、政令で定める5t/日、政令の緩和で定める100t/日を超えますので、許可対象となります。

8ページをご覧ください。建築物の概要でございます。産業廃棄物中間処理施設で今回の計画に係る新築はありません。延べ面積は3,874.42㎡、建築面積は4,040.92㎡となっております。

9ページをご覧ください。行為の概要です。木くずの破碎処理施設の増設です。産業廃棄物です。既存の破碎施設がありまして、その処理能力が20t/日、今回新設する機械の処理能力が237.6t/日、合わせて257.6t/日となっております。最大処理能力は257.6t/日となっておりますが、予定処理量は既存で10t/日、新設で2t/日で合計12t/日となっております。稼働時間は8時から17時の8時間、月曜から土曜日となっております。

10ページをご覧ください。その他の施設といたしまして、本敷地におきましては今回と同じ建

築基準法第51条の許可を取っています。平成20年度より汚泥の乾燥施設の許可を取った施設があります。また、その他、許可対象外の施設として、廃プラ類、紙くず、繊維くず等の積替保管、破碎、圧縮、選別施設、動物性残さの乾燥施設等がございます。

11ページをご覧ください。申請地は南アルプス都市計画区域内の工業専用地域内にあります。

12ページをご覧ください。周辺の状況図でございます。工業専用地域にありまして、近隣に小学校や保育園はなく、離れていることが分かります。

13ページをご覧ください。配置図でございます。図面左側の2つのピンク色に着色してあるものが既存の破碎処理施設を示していきまして、図面左下のHC1410と書かれているものが今回新設する機械を設置する位置となります。設置する破碎施設の周囲には防塵壁として約3mの壁を設けて粉塵に対する対策を取っています。

14ページからは現況写真を載せています。搬入経路は、国道52号から申請敷地に搬入する計画となっております。

15ページをご覧ください。東側の市道工業団地5号線の状況でございます。

16ページをご覧ください。敷地内の状況です。下の写真が機械設置予定位置でございます。

17ページをご覧ください。敷地の位置の妥当性について、5つの項目について検討しています。

18ページをご覧ください。位置の妥当性についてです。計画地は南アルプス市の南東部に位置する甲西工業団地内にあり、周辺は各種工場に囲まれた南アルプス都市計画区域内の工業専用地域であります。申請敷地の隣地は、西側に国道52号(甲西道路)及び中部横断自動車道、東側に市道工業団地5号線、南側に市道工業団地6号線が、北側には産業廃棄物リサイクル工場が隣接しています。南アルプス市の都市計画マスタープランにおいて、当該敷地の位置は工業拠点として位置づけられています。申請敷地から300m以内には学校、保育所、病院、図書館、老人ホーム等は存在していません。

19ページをご覧ください。搬出入路の妥当性についてです。搬出入ルートは、国道52号から工業団地内の南アルプス市道工業団地6号線、南アルプス市道工業団地5号線を経て、計画地東側出入口にアクセスし、住宅地や繁華街を通過せず運搬が可能となっております。増設施設の最大処理能力は237.6t/日ですが、予定処理量は2t/日であります。本計画により増加する交通量は搬出入合わせて1日当たり4t車10台程度であり、交通量への影響は少ないと考えております。搬出入車両が集中した場合においても敷地内に十分な駐車スペースを確保しており、周辺へ与える影響は少ないと考えております。

20ページをご覧ください。施設計画の妥当性についてです。配置計画、搬出入車両の動線計画、待機車両スペースの確保、社員及び来客駐車スペースの確保等、敷地内での混乱がないよう有効な計画がなされており、特に支障ない計画であります。緑化への配慮としては、敷地境界に沿って既存植栽帯が全周に配置され、緑化率が敷地全体の13.22%となっております。支障ない計画となっております。環境部局との協議は、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成25年3月26日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められています。

21ページをご覧ください。環境公害対策の妥当性についてです。騒音・振動についてです。生活環境影響調査が実施され、騒音規制法、振動規制法の規制基準に対し、支障ないとの結果が得られています。施設の増設後、騒音・振動についての環境影響調査に建築住宅課が立ち会う予定となっております。

22ページをご覧ください。大気汚染について、増設する破碎施設については、新たに3方を壁で囲むことにより粉塵の飛散を防ぐとともに、必要に応じた散水、強風時の作業中止等の対策を行います。また、搬出入車両による大気汚染については、適切な車両点検整備を行ない、良好な状態で使用するほか、アイドリングストップ等を実施いたします。水質汚濁及び悪臭については、本計画による発生要因はありません。

23ページをご覧ください。地元住民等との合意形成等についてです。地元住民等、施設計画予定地の隣接地、戸田区長、甲西家具団地工業団地協同組合及び甲西工業団地の合意が得られています。市町村の意見、南アルプス市から支障なしとの意見書が提出されていま

す。

以上のより、許可する方針としています。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

それでは、第4号議案については、その位置について、都市計画上、支障がないかどうか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

～異議なし～

異議なしと認めます。

それでは、第4号議案については、都市計画上、支障ないと認めることといたします。

議長

続きまして、第5号議案の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局

第5号議案につきましては、市町村が決定する都市計画ですが、広域調整に係わる案件として都市計画審議会の意見をお聴きするものです。

議案の説明に先立ち、都市計画広域調整についてご説明致します。参考資料をご覧下さい。都市計画法第19条により、市町村が決定する都市計画が、その市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合には、県は当該都市計画についての協議・同意にあたり、広域の見地からの調整を図る観点で関係市町村の意見を聴くなど必要な協力を求めることができる、とされています。

そこで、県では、広域的な見地からの調整を図られるよう、「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」を策定しています。このガイドラインにより、広域的な影響が懸念される都市計画として大規模集客施設の立地を可能とする都市計画、例えば近隣商業地域などの用途地域の決定又は変更については、広域調整の対象としています。広域調整の対象となる都市計画について、県は、当該市町村の意見、関係市町村の意見、及び県都市計画審議会の意見を踏まえ、広域の見地からの県の見解を示すものとしています。

次に市町村都市計画決定の手続きにおける広域調整の流れと判断基準について説明致します。市町村は都市計画の手続きにおいて、原案を作成した段階で県との協議を行なうこととなっています。この協議が広域調整の対象となる場合、県は、ガイドラインに基づき、関係市町村や県都市計画審議会の意見を踏まえ、広域の見地から原案に対する回答を行ないます。なお、広域の見地からの判断については、ガイドラインで判断基準を定めており、一般基準として、マスタープラン等上位計画に位置づけがあること、また、土地利用の観点として周辺に及ぼす影響を判断基準としています。

今回審議して頂く観点は、市町村の都市計画変更がこの判断基準に対して適合しているかという点です。

それでは、第5号議案 富士北麓都市計画用途地域の変更に係る意見聴取についてご説明致します。今回、広域調整の対象となる富士河口湖町の近隣商業地域の変更について概要を説明いたします。広域調整の対象となる区域は、赤丸で示した国道139号沿いの、①船津登山道入口交差点周辺地区で、近隣商業地域を拡大する計画です。船津登山道周辺地区は約2ヘクタールの拡大となりますが、併せて変更する②の本町商店街西側地区が約2.2ヘクタールの縮小ですので、近隣商業地域の面積自体は町全体ではほぼ変わらないこととなります。

町の用途地域変更の基本的な考えは、現状で幹線道路沿いに分布している商業機能等を拠点的地区に誘導し、商業等の都市機能の集約化を図り、効率的で利便性の高い都市構造を構築することです。

船津登山道入口交差点周辺地区については、商業施設と一体的土地利用がなされている北東側へ、近隣商業地域を約2ヘクタール広げるものです。近隣商業地域を広げることにより、商業・業務系施設の拡張や集積が見込まれ、商業活動等の利便性の増進が期待されます。また、防災空間が拡充されることによる安全・安心な市街地の形成が見込まれます。

本町商店街西側地区については、現状における土地利用や建築用途などを尊重しつつ、商業系の混在を防止し、良好な居住環境の維持・改善を図るため近隣商業地域を第一種住居地域に変更するものです。

船津登山道周辺地区の新旧対照図です。今回追加する範囲は、現在、主に隣接する商業施設の駐車場として利用されています。

本町商店街西側地区の新旧対照図です。沿道に決定されている近隣商業地域を第一種住居地域に変更するものです。次に広域調整における判断基準と見解について説明いたします。

まず、一般基準①の、「協議市町村のマスタープランでの位置付け」につきましては、見解として、本地区は富士河口湖町都市計画マスタープランにおいて、市街地エリアに位置付けられていること、また、今後のマスタープラン見直しにあわせて本地区を「商業及び防災拠点」として位置付けることとしているので、市町村マスタープランに位置づけが明確である、としています。

次に、一般基準②の「関連計画との適合」につきましては、見解として、本地区は、県マスタープランにおいて拠点方針エリアに位置付けられており、その方針に適合していること、町の総合計画の基本目標と地区の方針が適合している、としています。

次に、土地利用の外部性の観点①周辺の交通環境の渋滞等に関する見解では、国道139号に接していることから、著しい交通渋滞の発生は無いと考えています。

次に、②周辺の交通環境の事故等に関しては、周辺の通学路や歩行者の多い道路は歩車分離がなされており、安全性の低下はないと考えています。

次に、③周辺の自然環境に関しては、本地区は、現状でそのほとんどが駐車場としての利用のため、自然環境への新たな影響はないと考えています。また、景観については町の景観条例により指導を行なうとしています。

次に、④周辺の生活環境に関しては、本地区は、現状でそのほとんどが駐車場としての利用のため、生活環境への新たな影響は少ないと考えています。また、施設計画の際には、周辺生活環境に著しい影響を与えないよう指導するとしています。

次に、⑤周辺の歴史環境に関しては、景観条例等に基づき適切な指導を行なうことにより良好な景観を阻害しないと考えています。

最後に、⑥公共コストの増大に関しては、本地区は、都市基盤の整備された市街地であり、公共コストの増大は無いと考えています。

以上が広域調整の判断基準に対する広域調整会議での見解です。

今回の変更について、県では、ガイドラインに基づき、都市計画広域調整会議を開催し、関係する市町村に意見を求めました。関係市町村の範囲は、隣接する富士吉田市をはじめ、富士・東部広域圏域に属する都留市、大月市、上野原市、西桂町、忍野村、山中湖村です。平成25年7月1日に富士河口湖町役場において、広域調整会議を開催し、富士河口湖町の用途変更について意見を求めたところ、関係7市町村全てから「異存なし」の回答でした。

最後に都市計画手続きについて説明いたします。今回の広域調整に係る案件につきましては、富士河口湖町から6月6日に協議の申し出があり、県は、広域調整の手続きを開始しました。県は、関係市町村の意見や都市計画審議会の意見を踏まえ、町の計画についての回答を9月上旬に回答する予定です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします

それでは、第5号議案については、原案について意見なしで回答してよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

～異議なし～

それでは、第5号議案については、原案について意見なしで回答することといたします。

議長

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司会

会長、ありがとうございました。その他として、何かございますか。
ないようですので、以上をもちまして、第146回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。

なお、次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。